

2026 年 7 月 28 日

株式会社エスエヌシーとの吸収分割に係る
会社法第 7 9 4 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 9 2 条に基づく事前開示書面

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
株式会社 S H I F T
代表取締役 丹下 大

当社は、2026 年 7 月 15 日付で株式会社エスエヌシー（以下、「吸収分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社が吸収分割会社の管理部門に関する権利義務を承継する吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うこととしました。会社法第 7 9 4 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 9 2 条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約等の内容（会社法第 7 9 4 条 1 項の内容）

別紙「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第 7 5 8 条第 4 号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

当社は、吸収分割会社の完全親会社であり、完全親子会社間の吸収分割であることから、本件分割に際して株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。

3. 会社法第 7 5 8 条第 8 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ. 会社法第 7 5 8 条第 8 号イに掲げる行為をする場合において、会社法第 1 7 1 条第 1 項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項

会社法第 7 5 8 条第 8 号イに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。

ロ. 会社法第 7 5 8 条第 8 号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第 4 5 4 条第 1 項の決議が行われているときは、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

会社法第 7 5 8 条第 8 号ロに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。

4. 会社法第 7 5 8 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め
の相当性に関する事項

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、当該事項についての定めはありません。

5. 吸収分割会社（清算株式会社及び清算持分会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ. 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の成立の日における貸借対照表）の内容

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙のとおりです。

- ロ. 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

当該臨時計算書類はありません。

- ハ. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項

- イ. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しており、電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の事項と以下の通りでございます。

- [当社子会社の吸収合併に関するお知らせ](#)
- [自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）](#)
- [当社子会社（株式会社ADX Consulting）の吸収合併に関するお知らせ](#)
- 当社子会社（Airitech 株式会社）の吸収分割及び連結子会社間の吸収合併（存続会社：株式会社シムテック）に関するお知らせ
- [（開示事項の中止及び変更）子会社設立の中止及び当社子会社の吸収合併スキーム変更に関するお知らせ](#)

- ロ. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度がないときは、吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社および吸収分割株式会社のそれぞれの資産および負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については履行見込みに問題ないものと判

断しております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

吸収分割契約書

吸収分割承継会社 株式会社 SHIFT（以下「甲」という。） 及び吸収分割会社 株式会社エヌシー（以下「乙」という。） は、乙の管理部門（以下「本件部門」という。）に関して有する権利義務を甲に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（吸収分割の方法）

第1条 甲は、吸収分割により、乙から乙の本件部門に関する第5条に定める権利義務（以下「本件権利義務」という。）を承継し、乙は甲にこれを承継させる。

2 本件吸収分割の当事者の商号及び住所は、以下の各号のとおりである。

（1）甲：吸収分割承継会社

商 号： 株式会社 SHIFT

住 所： 東京都港区麻布台一丁目3番1号

（2）乙：吸収分割会社

商 号： 株式会社エヌシー

住 所： 大阪市中央区南船場一丁目18番17号

（吸収分割の効力発生日）

第2条 本件吸収分割の効力発生日は、2026年9月1日とする。

2 本件吸収分割の効力発生日の前日までに吸収分割に必要な手続を遂行できないときは、甲乙間で協議の上、前項に定める効力発生日を変更することができる。

（分割対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、本件吸収分割に際して、乙に対して、株式、金銭、その他一切の対価を交付しない。

（増加する資本金及び準備金の額等）

第4条 本件吸収分割により増加する甲の資本金の額及び準備金の額等は、以下の各号のとおりとする。

（1）増加する資本金の額 金0円

（2）増加する準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

（承継する権利義務）

第5条 乙が甲に承継させる本件権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。ただし、不法行為によって生じた債務は甲に承継させないものとする。

2 乙は、本件吸収分割の効力発生日をもって、甲が承継する一切の債務につき、重疊的債務引受けをする。

(吸収分割契約の承認)

第6条 甲及び乙は、本件吸収分割の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後、本件吸収分割の効力が発生するまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で協議の上、これを実行する。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から本件吸収分割の効力が発生するまでの間において、①甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたとき又は②本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合等本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙で協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、効力を失う。

(1) 第6条に定める適法な甲及び乙の機関決定が得られないとき

(2) 前条に基づき本契約が解除されたとき

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従って、甲乙で協議の上、これを決定する。

以上のとおりの契約を締結したので、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙が写しを保有するか、又は、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2026年7月15日

吸収分割承継会社 (甲) 東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社 SHIFT
代表取締役社長 丹下 大

吸収分割会社 (乙) 大阪府中央区南船場一丁目18番17号
株式会社 エスエヌシー
代表取締役社長 中近 芳樹

別 紙

承継権利義務明細表

本件吸収分割の効力発生日において乙から甲に承継される権利義務は、本件吸収分割の効力発生直前において乙に属する本件部門に係る以下の権利義務とする。なお、貨物利用運送事業及び一般貨物自動車運送事業に関する権利義務は一切甲に承継されない。

1. 承継する資産

なし

2. 承継する負債

なし

3. 承継する契約（雇用契約を除く。）

なし

4. 承継する雇用契約

本件部門に主として従事する吸収分割会社の従業員の全員との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上

事業報告書

令和 7年 8月期

自 令和 6 年 9月 1日

至 令和 7 年 8月31日

【株式会社エヌシー】

事 業 報 告

〔 自 令和 6 年 9月 1日
至 令和 7 年 8月31日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続いており、堅調な企業収益等を背景に緩やかな回復基調で推移しています。しかしながら、原材料及びエネルギー価格の高騰による物価上昇や不安定な海外情勢、関税の上昇の懸念などから、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社がサービスを展開するITデバイス関連市場においては、令和7年10月のWindows10のサポート終了に伴うPCの買替需要により、大きく需要が膨らんでいます。また、技術の進歩とともに実現すべきゼロタッチや生成AI活用は、一部大手企業においてはある程度定着がみられるものの、中堅以下の企業においてはまだまだ手つかずの状況にあります。情報システム人材の慢性的な不足により、中小企業の抱える様々な課題解決にはまだまだ時間がかかると予測されます。

こうした経営環境の中、当社においては、Windows10サポート終了に伴うPC買替需要の増加により、これまで主サービスであったリユースPCの販売に留まらず、新品PCの販売とそれに伴う顧客からのPC導入に伴うキッティングサービスや現地設置等の引合が増加し、売上拡大に大きく寄与しました。また、このようなサービス売上の割合増加により粗利益率も改善いたしました。この成果は、令和4年に開設した西日本テクニカルセンターの稼働率を最大限に上げるとともに、ハイレイヤー営業人材の採用等による営業力の強化やハイタッチ営業による顧客基盤の拡大等の活動によるものです。

この結果、当事業年度は、売上高40億87百万円（前年同期比34.0%増）、売上総利益12億15百万円（前年同期比38.0%増）、営業利益4億71百万円（前年同期比80.0%増）、当期純利益3億34百万円（前年同期比79.4%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

売上高増加に伴う運転資金需要に対応するため、令和6年12月に親会社である株式会社SHIFTより2億円の借入を行っております。

② 設備投資

該当するものではありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当するものではありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当するものではありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当するものではありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当するものではありません。

(3) 直前 3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第26期	第27期	第28期	第29期
	令和4年8月期	令和5年8月期	令和6年8月期	令和7年8月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	2,580,907	2,782,149	3,049,571	4,087,575
当 期 純 利 益 (千円)	183,727	162,890	186,669	334,866
1株当たり当期純利益 (円)	918,637.41 円	814,452.23円	933,345.50円	1,674,332.74円
総 資 産 (千円)	1,436,516	1,578,782	1,895,131	2,932,035
純 資 産 (千円)	850,676	1,013,567	1,200,236	1,535,102

(注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- ① 来期開設予定の東京テクニカルセンターの円滑な立ち上げ
- ② 東京テクニカルセンター開設を契機とした首都圏市場での商圈拡大
- ③ 事業拡大に伴う基幹システムの再整備

(5) 主要な事業内容

当社は、小売・ITサービス事業を主要な事業としております

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点

本社	大阪府
東京オフィス	東京都
西日本テクニカルセンター	大阪府
東日本テクニカルセンター	埼玉県

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名	14名増	43.5歳	5.5年

- (注) 1. 使用人数には、パート・アルバイトは含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	21,010千円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、 テスト事業

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	期末借入金残高
株式会社 S H I F T	200,000千円

貸借対照表

(令和 7年 8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,501,376	流 動 負 債	1,214,843
現 金 及 び 預 金	582,026	買 掛 金	243,461
売 掛 金	347,805	関 係 会 社 短 期 借 入 金	200,000
商 品	450,779	未 払 金	84,629
仕 掛 品	11,176	未 払 費 用	101,277
前 渡 金	53,905	未 払 法 人 税 等	104,709
立 替 金	344	未 払 消 費 税 等	31,451
前 払 費 用	54,076	預 り 金	9,210
未 収 金	891	契 約 負 債	345,036
そ の 他 流 動 資 産	372	設 備 未 払 金	7,477
		リ ー ス 債 務 (流)	82,207
		そ の 他 流 動 負 債	5,381
固 定 資 産	1,430,658	固 定 負 債	182,089
有 形 固 定 資 産	1,362,317	退 職 給 付 引 当 金	742
建 物	634	資 産 除 去 債 務	1,447
建 物 附 属 設 備	79,026	リ ー ス 債 務 (固)	179,899
車 両 運 搬 具	0		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,559		
リ ー ス 資 産	1,269,098		
一 括 償 却 資 産	0		
無 形 固 定 資 産	1,960	負債合計	1,396,933
ソ フ ト ウ ェ ア	1,960	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	66,380	株 主 資 本	1,535,102
敷 金	21,982	資 本 金	50,000
差 入 保 証 金	1,775	利 益 剰 余 金	1,485,102
長 期 前 払 費 用	11,564	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,485,102
繰 延 税 金 資 産	31,058	繰 越 利 益 剰 余 金	1,485,102
		(うち当期純利益)	334,866
		純資産合計	1,535,102
資産合計	2,932,035	負債・純資産合計	2,932,035

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

〔 自 令和 6年 9月 1日
至 令和 7年 8月31日 〕

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		4,087,575
売上原価		2,871,719
売上総利益		1,215,855
販管費及び一般管理費		743,934
営業利益		471,920
営業外収益		
受取利息	491	
その他	1,468	1,960
営業外費用		
支払利息	1,911	
その他	275	2,187
経常利益		471,693
税引前当期純利益		471,693
法人税、住民税及び事業税		146,345
法人税等調整額		△ 9,518
当期純利益		334,866

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔 自 令和 6年 9月 1日
至 令和 7年 8月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本						純 資 産 合 計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株 式		株主 資本 合計
		資本準備金	その他資本	利益準備金	その他 利益剰余金			
					繰越利益剰余金			
前期末残高	50,000	-	-	-	1,150,236	-	1,200,236	1,200,236
当期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	334,866	-	334,866	334,866
当期変動額合計	-	-	-	-	334,866	-	334,866	334,866
当期末残高	50,000	-	-	-	1,485,102	-	1,535,102	1,535,102

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法

（ただし建物附属設備及びリース資産については定額法を採用しております）

無形固定資産・・・定額法

長期前払費用・・・定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額の金額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

物販事業においては、主にリユースPCの販売を行っております。リユースPCの販売に係る収益は、原則として顧客に引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。

ITインフラサービス事業においては、ソフトウェア開発・システム開発及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェア開発・システム開発に係る収益は、支配が顧客に移転した時に認識しており、原則として顧客の納品確認に基づき一時点で認識しております。保守サービスの提供に係る収益は、主にソフトウェア等の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

LCMサービス事業においては、顧客との役務提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供が完了する時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、提供完了時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	200株	—	—	200株

3. その他の注記

該当事項はありません。

附属明細書（計算書類関係）

（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物	654	-	-	20	634	365	1,000
	建物附属設備	82,480	3,314	-	6,768	79,026	26,748	105,774
	車両運搬具	313	-	-	313	0	11,753	11,753
	工具器具備品	12,245	2,908	-	1,594	13,559	4,955	18,514
	リース資産	1,012,337	752,189	91,052	404,376	1,269,098	688,961	1,958,059
	一括償却資産	125	-	-	125	0	-	-
	計	1,108,155	758,412	91,052	413,197	1,362,317	732,783	2,095,101
固 無 形 資 産	ソフトウェア	-	2,100	-	140	1,960		
	計	-	2,100	-	140	1,960		

2. 引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	2,282	-	1,540	742

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	26,700	
給料手当	243,090	
法定福利費	37,435	
退職給付費用	6,379	
福利厚生費	2,430	
採用費	24,121	
業務委託費	16,157	
荷造運賃	40,700	
広告宣伝費	89,667	
交際費	2,037	
旅費交通費	20,143	
通信費	15,108	
消耗品費	9,901	
水道光熱費	5,083	
支払手数料	61,791	
システム利用料	22,541	
地代家賃	59,921	
リース料	4,340	
減価償却費	1,094	
租税公課	18,856	
支払報酬料	23,958	
その他	12,471	
計	743,934	

2025 年 10 月 23 日

株式会社エヌシー
代表取締役社長 中近 芳樹 殿

監査役 新井 優介

監査報告書の提出について

私、監査役 新井 優介は、会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私、監査役 新井 優介は、2024 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの第 29 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年 10 月 23 日

株式会社エスエヌシー

監査役 新井 優介